

令和元年分 相続税の申告事績の概要（大分県版）

令和2年12月
熊本国税局

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は14,614人（前年対比100.8%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は627人（同101.6%）で、その課税価格の総額は644億1,500万円（同95.7%）、申告税額の総額は50億1,100万円（同87.0%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		平成30年分 ^(注1)	令和元年分 ^(注1)	
①	被相続人数（死亡者数） ^(注2)	14,492人	14,614人	100.8%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 159 617人	外 123 627人	外 77.4 101.6%
③	課税割合 (②/①)	4.3%	4.3%	0.0ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	1,356人	1,364人	100.6%
⑤	課税価格 ^(注3)	外 9,804 67,317百万円	外 7,214 64,415百万円	外 73.6 95.7%
⑥	税額	5,761百万円	5,011百万円	87.0%
⑦	1 被相続人 相当 たり人	外 6,166 10,910万円	外 5,865 10,274万円	外 95.1 94.2%
⑧	税額 (⑥/②)	934万円	799万円	85.5%

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

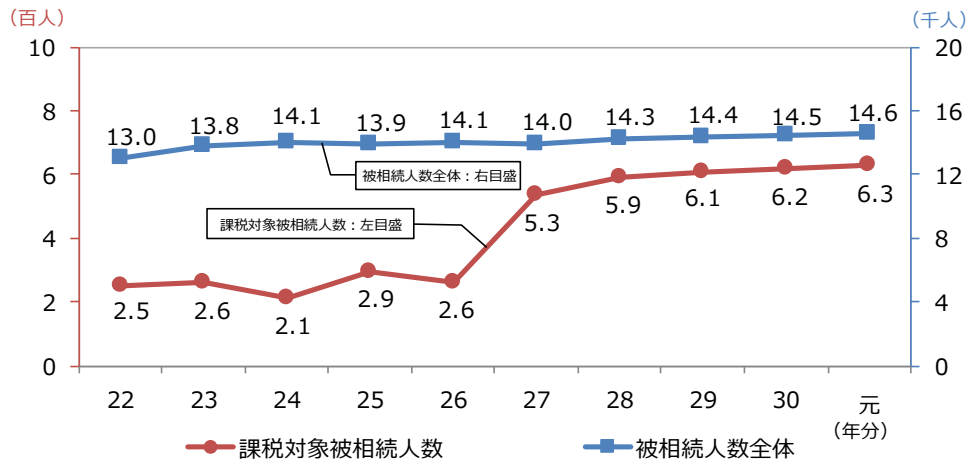
2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

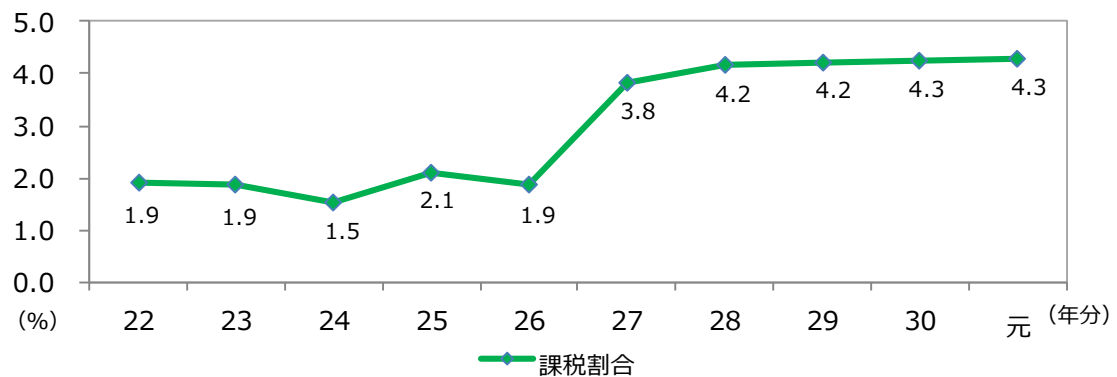
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

II 参考計表

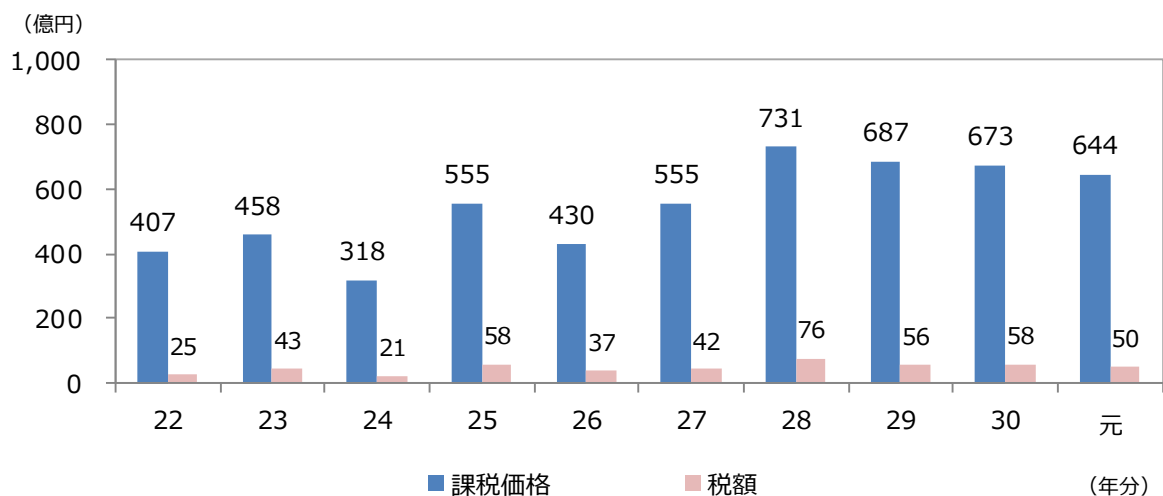
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



- (注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

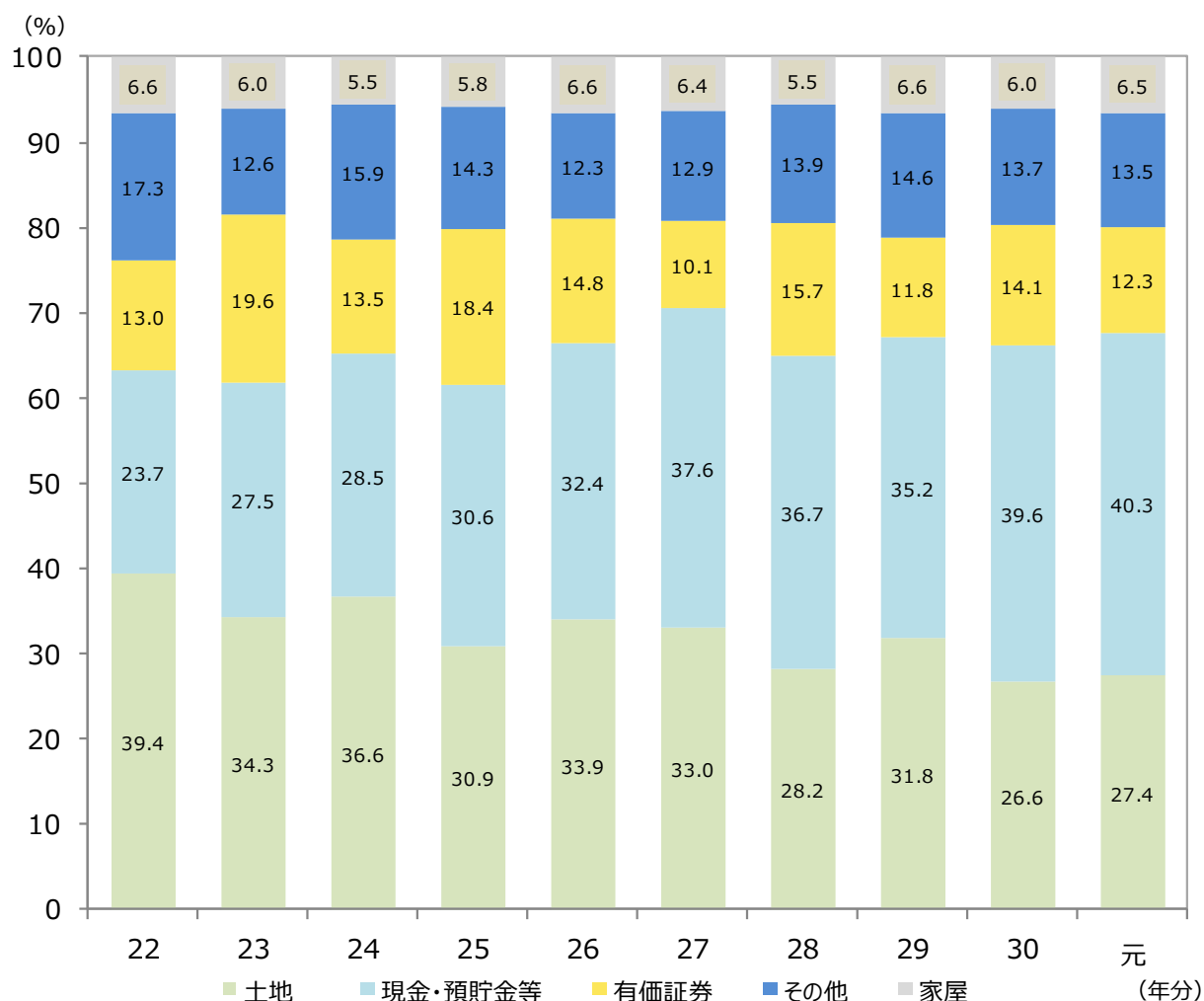
4 相続財産の金額の推移

(単位：百万円)

年分\項目	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成22年	17,045	2,865	5,618	10,247	7,499	43,274
23	17,029	2,948	9,748	13,653	6,278	49,656
24	12,019	1,820	4,434	9,356	5,230	32,859
25	17,893	3,341	10,652	17,696	8,327	57,909
26	15,744	3,077	6,869	15,047	5,756	46,493
27	19,021	3,665	5,820	21,668	7,392	57,566
28	21,443	4,144	11,951	27,893	10,501	75,932
29	23,140	4,801	8,583	25,654	10,654	72,832
30	18,644	4,201	9,904	27,763	9,537	70,048
令和元年	18,404	4,352	8,278	27,067	9,024	67,125

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。